

# 第12次鳥獣保護管理事業計画

平成29年 4月 1日から

令和 4年 3月31日まで

(平成30年 4月 1日変更)

(令和 2年10月15日変更)

5年間

宮 崎 県

## 目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 目的と意義	1
(2) 方針	1
(3) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	9
(1) 方針	9
(2) 特別保護地区指定計画	10
(3) 特別保護地区の指定内訳	12
3 特別保護指定区域の指定	12
4 休猟区の指定	12
(1) 方針	12
5 鳥獣保護区の整備等	13
(1) 方針	13
(2) 整備計画	13
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	14
1 鳥獣の人工増殖	14
(1) 方針	14
(2) 人工増殖計画	14
2 放鳥	14
(1) 方針	14
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	15
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	16
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	16
(1) 希少鳥獣	16
(2) 狩猟鳥獣	16
(3) 外来鳥獣	16
(4) 指定管理鳥獣	16
(5) 一般鳥獣	16
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	17
(1) 許可しない場合の基本的考え方	17
(2) 許可に当たっての条件の考え方	17
(3) わなの使用に当たっての許可基準	17
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	18
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	18
2-1 学術研究を目的とする場合	18
(1) 学術研究	18
(2) 標識調査	20
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	21
(1) 許可基準	21
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	22
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	22
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	23
2-4 その他特別の事由の場合	33
(1) 許可基準	33
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項	34
3-1 捕獲許可した者への指導	34
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	34
(2) 従事者の指揮監督	34
(3) 危険の予防	34
3-2 許可権限の市町村長への委譲	34

3-3	鳥獣の飼養登録	35
(1)	方針	35
(2)	飼養適正化のための指導内容	35
3-4	販売禁止鳥獣の販売許可	35
(1)	許可の考え方	35
(2)	許可の条件	35
3-5	住居集合地域等における麻酔銃猟の実施にあたっての留意事項	35
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	36
1	特定猟具使用禁止区域の指定	36
(1)	方針	36
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	36
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	37
2	特定猟具使用制限区域の指定	38
(1)	方針	38
(2)	特定猟具使用制限区域指定計画	38
(3)	特定猟具使用制限区域指定内訳	38
3	猟区設定のための指導	38
(1)	方針	38
4	指定猟法禁止区域	38
(1)	方針	38
(2)	許可の考え方	38
(3)	条件の考え方	38
第六	特定計画の作成に関する事項	39
1	特定計画の作成に関する方針	39
2	実施計画の作成に関する方針	40
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	41
1	方針	41
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	41
(1)	鳥獣生息分布等調査	41
(2)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	41
(3)	狩猟鳥獣生息調査	41
(4)	第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	42
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	42
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	42
(2)	捕獲等情報収集調査	42
(3)	制度運用の概況情報	42
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	43
1	鳥獣行政担当職員	43
(1)	方針	43
(2)	設置計画	43
(3)	研修計画	43
2	鳥獣保護管理員	44
(1)	方針	44
(2)	設置計画	44
(3)	年間活動計画	44
(4)	研修計画	44
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	45
(1)	方針	45
(2)	研修計画	45
(3)	狩猟者の育成及び確保のための対策	45
4	鳥獣保護管理センター等の設置	45
(1)	方針	45
5	取締り	45

(1) 方針	4 5
(2) 取締り方法等	4 6
(3) 年間計画	4 6
6 必要な財源の確保	4 6
<b>第九 その他</b>	4 7
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	4 7
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	4 7
3 狩猟の適正化	4 7
4 傷病鳥獣救護への対応	4 7
(1) 方針	4 7
(2) 体制	4 7
(3) 傷病鳥獣の個体の処理	4 8
(4) 感染症対策	4 8
(5) 放野	4 8
5 油等による汚染に伴う水鳥の救護	4 9
6 感染症への対応	4 9
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	4 9
(2) その他の感染症	4 9
7 普及啓発	5 0
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	5 0
(2) 安易な餌付けの防止	5 1
(3) 猟犬の適切な管理	5 1
(4) 野鳥の森等の整備	5 1
(5) 愛鳥モデル校の指定	5 2
(6) 法令の普及徹底	5 2

# 第12次鳥獣保護管理事業計画

宮崎県は、日向灘を流れる黒潮の恵みを受け、南北に伸びる多彩な海岸線と、九州中央山地などの緑豊かな険しい山々という地形の多様さと、降雪地帯と無霜地帯を有する気象の多様さを持ち、この豊かな自然の中に多くの野生の鳥獣が生息している。

これらの野生鳥獣は、それぞれ自然を構成する重要な要素の一つであるとともに、県民共有の財産であり、適切な保護と管理を図ることは、そこに住む人間が豊かな生活を営む上で欠かすことのできないものとなっている。

このため、本県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、同法第4条の規定により第12次鳥獣保護管理事業計画を以下のとおり定める。

## 第一 計画期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 目的と意義

知事が指定する鳥獣保護区（以下「鳥獣保護区」という。）は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

#### (2) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、第1次計画の実績が73箇所、32,368haであったが、第11次計画の実績では、101箇所、54,727haとなり、県土の7%を占めるに至っている。

第12次計画においては、地域の実情に応じ、次のとおり計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に努める。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、自然環境の変化や野生鳥獣の生息状況、農林作物等への影響等が懸念される場合には10年程度とする。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間、区域等の見直しを行う。

2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

- 7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。
- 8) 既指定の鳥獣保護区の対処方針は以下のとおりとする。
- ア 本計画中に期間満了となるものについては、原則として期間更新を行う。
  - イ 農林作物への被害が甚大で、電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲等の手段によってもその被害の軽減が図られないと認められる場合は、保護区の縮小や廃止等の手だてを講ずる。
  - ウ 縮小・解除を行う場合にあって、絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣が存在することが確認された場合は、慎重に対応する。

② 指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切に考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から山地帯まで偏りなく配置するよう努める。

- ア 多様な鳥獣が生息する地域
- イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
  - ア) 天然林
  - イ) 林相地形が変化に富む地域
  - ウ) 溪流又は沼沢を含む地域
  - エ) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

- ア 現在、県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
- イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

- 5) 希少鳥獣生息地の保護区  
宮崎県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について希少鳥獣生息地の保護区を指定する。
- 6) 生息地回廊の保護区  
生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について生息回廊の保護区を指定する。  
指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区  
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分		鳥獣保護区指定の目標	既設鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区					
					29年度	30	1	2	3	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	59	46	箇所						
	面積	17,700ha	36,052	変動面積	ha					
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
集団渡来地	箇所		12	箇所						
	面積		7,837	変動面積	ha					
集団繁殖地	箇所		2	箇所						
	面積		1,807	変動面積	ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		41	箇所		1				
	面積		9,031	変動面積	ha	97				
計	箇所		101	箇所		1				
	面積		54,727	変動面積	ha	97				

区 分		本計画期間に区域拡大する 鳥獣保護区						本計画期間に区域縮小する 鳥獣保護区					
		29年度	30	1	2	3	計(C)	29年度	30	1	2	3	計(D)
森林鳥獣生息地	箇 所								1				1
	変動面積	ha						ha	176				176
大規模生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
計	箇 所								1				1
	変動面積	ha						ha	176				176

区 分		本計画期間に解除又は期間満了 となる鳥獣保護区						計画期間中 の増減 *	計画終了時の 鳥獣保護区 **
		29年度	30	1	2	3	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇 所			1			1	△1	45
	変動面積	ha		651			651	△827	35,225
大規模生息地	箇 所								
	変動面積	ha							
集団渡来地	箇 所								12
	変動面積	ha							7,837
集団繁殖地	箇 所								2
	変動面積	ha							1,807
希少鳥獣生息地	箇 所								
	変動面積	ha							
生息地回廊	箇 所								
	変動面積	ha							
身近な鳥獣生息地	箇 所			1			1	0	41
	変動面積	ha		25			25	72	9,103
計	箇 所			2			2	△1	100
	変動面積	ha		676			676	△755	53,972



注1 森林鳥獣生息地の鳥獣保護区の設定の目標の算定基礎

$$586,593\text{ha} \times 1/10,000 = 59\text{箇所}$$

$$59 \times 300\text{ha} = 17,700\text{ha}$$

2 \* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

3 \*\* 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区  
該当なし

2) 大規模生息地の保護区  
該当なし

3) 集団渡来地の保護区  
該当なし

4) 集団繁殖地の保護区  
該当なし

5) 希少鳥獣生息地の保護区  
該当なし

6) 生息地回廊の保護区  
該当なし

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成30年度	延岡市北方町巳	速日ノ峰鳥獣保護区	97ha	10年	
	計	1箇所	97ha		
合 計		1箇所	97ha		

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
平成29年度	森林鳥獣 生息地	愛宕山	期間更新	340		340	29年11月 1日から 9年10月31日まで		延岡市
	”	国見岳	”	341		341	”		椎葉村
	”	鏡山	”	105		105	”		延岡市
	集団渡来 地	塩見川	”	71		71	”		日向市
	身近な鳥 獣生息地	銀鏡中学校	”	3		3	”		西都市
	”	住吉中学校	”	9		9	”		宮崎市
	”	出之山	”	50		50	”		小林市
	”	潮小学校	”	3		3	”		日南市
	計	8箇所		922		922			
平成30年度	森林鳥獣 生息地	行膝山	期間更新	600		600	30年11月 1日から 10年10月31日まで		延岡市
	”	富士	”	40		40	”		日南市
	”	檜葉	区域縮小	578	△176	402	”		美郷町
	”	城山	期間更新	151		151	”		日南市
	”	冠岳	”	207		207	”		日向市
	身近な鳥 獣生息地	陰陽石	”	75		75	”		小林市

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
平成30年度	身近な鳥 獣生息地	十三塚運動公 園	期間更新	120		120	30年11月 1日から 10年10月31日まで		小林市
	”	殿所	”	840		840	”		日南市
	”	平成の森	”	195		195	”		小林市 高原町
	”	油津	”	700		700	”		日南市
	”	川原	”	95		95	”		木城町
	”	榎原中学校	”	3		3	”		日南市
	”	東都農	”	265		265	”		都農町
	計	13箇所		3,869	△176	3,693			
令和元年度	森林鳥獣 生息地	掃部岳	期間更新	4,995		4,995	1年11月 1日から 11年10月31日まで		西都市、綾町、 国富町、小林市 西米良村
	”	小山田	”	330		330	”		宮崎市
	”	高房台	”	356		356	”		宮崎市
	”	高塚山	”	163		163	”		西都市
	”	鹿遊	期間満了	651	△651	0	1年10月31日まで		木城町
	集団渡来 地	京町	期間更新	280		280	1年11月 1日から 11年10月31日まで		えびの市
	身近な鳥 獣生息地	七ツ山小学校	”	17		17	”		諸塚村

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
令和元年度	身近な鳥 獣生息地	都井中学校	期間満了	25	△25	0	1年10月31日まで		串間市
	〃	高才原	期間更新	384		384	1年11月 1日から 11年10月31日まで		三股町
	〃	大塚原	〃	40		40	〃		小林市
	計	10箇所		7,241	△676	6,565			
令和2年度	森林鳥獣 生息地	生目	期間更新	60		60	2年11月 1日から 12年10月31日まで		宮崎市
	〃	石山観音	〃	130		130	〃		都城市
	〃	都井岬	〃	550		550	〃		串間市
	身近な鳥 獣生息地	鬼付女峰	〃	97		97	〃		新富町
	〃	宮崎	〃	1,430		1,430	〃		宮崎市
	〃	青島	〃	1,090		1,090	〃		宮崎市
	〃	三ヶ所小学校	〃	1		1	〃		五ヶ瀬町
	集団渡来 地	小丸川	〃	575		575	〃		高鍋町 木城町
	〃	石河内	〃	49		49	〃		木城町
	計	9箇所		3,982		3,982			
令和3年度	森林鳥獣 生息地	西都原	期間更新	592		592	3年11月 1日から 13年10月31日まで		西都市
	〃	上江	〃	776		776	〃		高鍋町
	〃	猪八重	〃	984		984	〃		日南市

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
令和3年度	身近な鳥 獣生息地	宮崎学園都市	期間更新	350		350	3年11月 1日から 13年10月31日まで		宮崎市
	集団渡来 地	大淀川	〃	650		650	〃		宮崎市
	計	5箇所		3,352		3,352			
合 計		45箇所		19,366	△852	18,514			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方 針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努め、指定された鳥獣保護区においては、下記の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

#### ② 指定区分及び指定基準

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

##### 2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類、海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

- 6) 生息地回廊の保護区  
保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区  
鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分		特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					
					29年度	30	1	2	3	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	23	6	箇所	1	1	1			3
	面積	3,605ha	1,860	変動面積	158ha	120	561			839
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		32	変動面積	ha					
計	箇所		7	箇所	1	1	1			3
	面積		1,892	変動面積	158ha	120	561			839

区 分		本計画期間に区域拡大する 特別保護地区						本計画期間に区域縮小する 特別保護地区					
		29年度	30	1	2	3	計(C)	29年度	30	1	2	3	計(D)
森林鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
大規模生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
計	箇 所												
	変動面積	ha						ha					

区 分		本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区（再指定も含む）						計画期間中 の増減	計画終了時の 特別保護地区
		29年度	30	1	2	3	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇 所	1	1	1			3	6	
	変動面積	158ha	120	561			839	1,860ha	
大規模生息地	箇 所								
	変動面積	ha							
集団渡来地	箇 所								
	変動面積	ha							
集団繁殖地	箇 所								
	変動面積	ha							
希少鳥獣生息地	箇 所								
	変動面積	ha							
生息地回廊	箇 所								
	変動面積	ha							
身近な鳥獣生息地	箇 所							1	
	変動面積	ha						32ha	
計	箇 所	1	1	1			3	7	
	変動面積	158ha	120	561			839	1,892ha	

## 算定基礎

### 森林鳥獣生息地の特別保護地区の設定の目標

(森林鳥獣生息地の数) 箇所=46×1/2=23箇所

(森林鳥獣生息地の面積) 面積=36,052ha×1/10=3,605ha

### (3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 ha	指定期間	指定面積 ha	指定期間	指定面積 ha	指定期間	
平成29年度	森林鳥獣生息地	国見岳	341	29年11月 1日から 9年10月31日まで	158	29年11月 1日から 9年10月31日まで			再指定
	計	1箇所	341		158				
平成30年度	森林鳥獣生息地	檜葉	402	30年11月 1日から 10年10月31日まで	120	30年11月 1日から 10年10月31日まで			再指定
	計	1箇所	402		120				
令和元年度	森林鳥獣生息地	掃部岳	4,995	1年11月 1日から 11年10月31日まで	561	1年11月 1日から 11年10月31日まで			再指定
	計	1箇所	4,995		561				
合 計		3箇所	5,738		839				

### 3 特別保護指定区域の指定

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

### 4 休猟区の指定

#### (1) 方針

① 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。

なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

② 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

③ 休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

④ 休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意する。

⑤ 指定期間は原則として、3年間とする。

⑥ 狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

⑦ 上記の状況が生じた場合、必要に応じて指定する。



## 5 鳥獣保護区の整備等

### (1) 方針

- ① 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備する。
- ② 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての利用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、利用施設の整備に努める。
- ③ 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。
- ④ 保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

### (2) 整備計画

#### ① 管理施設の設置

(第5表)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		計	
	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量
標識類の整備												
・制札	8	42本	13	109本	10	63本	9	82本	5	78本	45	374本
・案内板	1	1基	1	1基	1	1基	1	1基	1	1基	5	5基

#### ② 利用施設の整備

野鳥誘致と繁殖を図るため、次の事項により保護施設を設ける。

- 1) 巣箱は、小中学校等の協力により、身近な鳥獣生息地の保護区に設置する。
- 2) 野鳥の好む実のなる木については、次の10種類を対象に、関係機関と連携し植栽する。  
樹種名：クロガネモチ、マメツゲ、センリョウ、ツバキ、サザンカ、ナンテン、ムラサキシキブ、クルメツツジ、サツキ、ピラカンサ

(第6表)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		計	
	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量
その他の施設等の整備												
・巣箱	4	20個	8	40個	4	20個	4	20個	1	5個	21	105個
・実のなる木	2	100本	2	100本	2	100本	2	100本	2	100本	10	500本

#### ③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
管理員等	箇所数	14	14	14	14	14	延べ 70
	人数	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人	延べ 70 人
管理のための調査の実施		集団渡来地12箇所及び集団繁殖地2箇所の鳥獣保護区について、調査及び巡視を行う。					

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

- ① 本計画中の人工増殖については、ニホンキジの生産を主に行い、県内の放鳥計画に対応できる生産体制を整備するとともに、優良種の生産確保のため、必要に応じ種鳥の更新を図るなど健全なニホンキジの人工増殖に努める。  
また、コシジロヤマドリの計画的な放鳥をめざし、繁殖技術の普遍化を図る。
- ② 捕獲が禁止されているヤマドリ（メス）等については、出会い調査等から生息数等を勘案し、必要に応じて人工増殖を検討する。
- ③ 絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護繁殖を図る必要があると判断されたものについては、人工増殖のあり方について検討する。

##### (2) 人工増殖計画

(第8表)

年 度	希 少 鳥 獣 等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実 施 方 法	鳥獣名	指 導 方 法	
平成29年度 ～ 令和3年度	コシジロ ヤマドリ	県内自生地での計画的な放鳥をめざして、研究機関・生産者と連携し、繁殖技術の普遍化を図る。 生産羽数：20羽/年	ニホンキジ	生産者に巡回個別指導（健全鳥の歩留率の向上、飼料の合理化、野生化訓練、近親交配の回避）を行う。 生産羽数：800羽/年	

#### 2 放鳥

##### (1) 方針

- ① 放鳥する鳥類の種類はコシジロヤマドリ及びニホンキジとし、放鳥数については原則として第9表のとおりとするが、実施に当たっては人工増殖の状況を勘案して設定する。
- ② 放鳥は、森林鳥獣生息地の鳥獣保護区、休猟区等の生息適地を対象とし、野生化訓練をしたキジの幼鳥（120日雛）を鳥獣保護区等1か所当たり原則として50羽以上を標識を装着して放鳥する。
- ③ 放鳥に当たっては、必要に応じて対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査の実施に努める。
- ④ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生馴化などの事業の効果を高めるための取組を行う。
- ⑤ 放鳥する鳥類は、生息地や餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のニホンキジ及びコシジロヤマドリ等を生育する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請及び放鳥事業の一時的な見合わせの必要性を検討する。
- ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第9表)

種類名	放鳥の地域	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)
コシジロ ヤマドリ	鳥獣保護区	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
	休 猟 区										
	そ の 他										
	計	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
ニホンキジ	鳥獣保護区	10	600	10	600	10	600	10	600	10	600
	休 猟 区										
	そ の 他	4	200	4	200	4	200	4	200	4	200
	計	14	800	14	800	14	800	14	800	14	800

(第10表)

種類名	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽
コシジロ ヤマドリ	20			20			20			20			20		
ニホンキジ		800			800			800			800			800	

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

###### (1) 希少鳥獣

県が作成したレッドリストに記載されている鳥獣については、適切な捕獲許可（学術研究及び鳥獣の保護の目的に限る。）、鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。

###### (2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣の保護の見地から、県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、必要に応じて休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

###### (3) 外来鳥獣

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特にアライグマについては、本県での繁殖や生息域の拡大が懸念されるため、市町村及び猟友会等の関係団体と連携し、情報の収集を行うとともに、生息が確認された場合には、特定外来生物による生態系に等係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく計画的な防除を実施する。

また、国内に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

###### (4) 指定管理鳥獣

指定管理鳥獣である生息数の増加や分布域の拡大により農林産物等への深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシの管理については、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。さらに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対象との整合を図る。

###### (5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣については、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。例えば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に基づく保護又は管理を図る。また、希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

### (1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は許可しない。

### (2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

### (3) わなの使用に当たっての許可基準

#### ① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類（本県レッドリストでは絶滅と判断。以下同じ。）の生息状況等を勘案して錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

#### 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、シカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びシカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

#### 2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

#### 3) クマ類をわなで捕獲する許可申請の場合、はこわなに限る。

## ② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

## (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

## (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

## 2-1 学術研究を目的とする場合

### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

#### ① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。  
また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可基準

(第11表)

捕獲の目的	許可	許可基準						備考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	捕獲等又は採取等後の措置	
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域とする。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ①法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。 ②殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。 ③電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するように努めること。	①殺傷等を伴う場合は研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ②個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 ③電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するように努めること。	

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可基準

(第12表)

捕獲の目的	許可	許 可 基 準						備 考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	捕獲等又は採取等後の措置	
標識調査	知事	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕。	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。	



## 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

原則として次の基準による。

### (1) 許可基準

(第13表)

捕獲の目的	許可	許 可 基 準						備 考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。 なお、複数年にわたる期間を認定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対処すること。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。	第一種特定鳥獣保護計画の目標が適正に達成されるよう行われるものとする。	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。	1年以内	申請者の職務上必要な区域	禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。	1年以内	必要と認められる区域	禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

① 許可基準

(第14表)

捕獲の目的	許可	許可基準						備考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	知事	<p>原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。</p> <p>① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること</p> <p>② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること</p> <p>③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと</p> <p>④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。</p> <p>なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。</p> <p>捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。</p>	<p>空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。</p>		

(2) 鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

本県における平成27年度のイノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による農林作物等の被害額は、約6億2千万円で、前年度に対し約11%の減少となっているものの、依然として被害は大きく、この被害は経済的なものにとどまらず、農林家の生産意欲の減退や自然生態系への影響を含め、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。一方、都市部においては、カラス、ハト、ムクドリなどによる生活環境被害も継続して発生している。

こうした状況を踏まえ、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する基準とする。

被害防止のための関係部局を含めた方針としては、これまで平成22年度から鳥獣被害対策緊急プロジェクトを立ち上げ、プロジェクトの推進母体となる「鳥獣被害対策特命チーム」を本庁及び各地域に設置するとともに、よりきめ細やかで効果的な対策を技術面で支援するため、「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、地域の活動支援を行ってきた。

これらの取組により、被害額の減少や、鳥獣被害対策をきっかけとして集落活動が活性化するなどの事例が見られている。

今後も引き続き、野生鳥獣の生息状況や被害状況の的確な把握に努めるとともに、鳥獣被害対策の基本的な考え方の浸透・定着を進め、鳥獣を近づけない集落環境づくりや徹底的な追い払い、地域リーダーの育成、適切な捕獲実施、多様な森林づくりの推進、林道等路肩の適切な維持管理など、「鳥獣を寄せ付けない『地域力』の向上」を目指し、以下の鳥獣被害対策を総合的に推進する。

- 地域が一体となって取り組む「被害防止対策」
- 被害状況に応じた適切な「捕獲対策」
- 中・長期的視点に立った「生息環境対策」
- 地域資源としての「利活用推進対策」

----- 新たな視点に立った鳥獣被害対策 -----

この集落に来ると、“必ず満腹になれる”、人や車は“そんなに怖くない”と動物が学習するような無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

第11次鳥獣保護管理事業計画期間内における有害鳥獣の捕獲の実績等を基にして、被害を及ぼした鳥獣被害農林作物等の状況、鳥獣生息状況等を勘案して作成した。なお、今後状況等に変更があれば、新たに検討を加え、予察表を完備する。

(第15表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	水稲、芋類、野菜 飼料作物、椎茸、タケノコ、果樹、豆類、工芸作物、雑穀、クサギ	←												→	県内全域
シカ	造林木、水稲、椎茸 タケノコ、飼料作物、果樹、野菜、芋類、工芸作物、雑穀、豆類	←												→	高千穂町、日之影町 五ヶ瀬町、延岡市 日向市、門川町 美郷町、諸塚村 椎葉村、西都市 高鍋町、新富町 西米良村、木城町 川南町、都農町 宮崎市、国富町 綾町、小林市 えびの市、高原町 都城市
ノウサギ	野菜、飼料作物 果樹、造林木	←												→	五ヶ瀬町、美郷町 西米良村、小林市 都城市、串間市
サル	椎茸、芋類、タケノコ 水稲、果樹、野菜 飼料作物、豆類 クサギ、生活環境	←												→	高千穂町、日之影町 延岡市、日向市 門川町、美郷町 椎葉村、西都市 新富町、西米良村 木城町、川南町 都農町、宮崎市 国富町、綾町 小林市、都城市 日南市、串間市
タヌキ	飼料作物、果樹 芋類、雑穀、野菜 生活環境	←												→	延岡市、高鍋町 宮崎市、国富町 高原町、都城市 日南市
アナグマ	野菜、水稲、芋類 果樹、工芸作物 生活環境	←												→	日之影町、延岡市 美郷町、西都市 新富町、木城町 川南町、都農町 宮崎市、国富町 綾町、小林市 えびの市、高原町 都城市、日南市



③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

シカ、イノシシ、サルなどの特定の鳥獣については、生息状況及び加害の実態を把握するとともに、生息状況に応じた個体群の管理の方法について、学識経験者を含めて長期的な見通しに立った検討を行い、狩猟を含む個体群管理の実施等鳥獣の適正な管理に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第16表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
ドハト ヒヨドリ スズメ類 サギ類 カワウ カラス類 アナグマ	平成29年度 ～ 令和3年度	防除に関する資料の収集を行い、この内容を分析した結果についての情報を各地域鳥獣被害対策特命チーム等関係者に提供し、検討会を開催する。 また、関係者からの被害実態についての意見を参考とし、防除方法の現地適応化に係る調査方法が選定されれば、市町村及び地区有害鳥獣対策協議会等の協力を得て実施する。	検討会は各地域鳥獣被害対策特命チーム単位で年1～2回行う。
シカ サル	平成29年度 ～ 令和3年度	① モニタリング調査（生息状況等把握又は分布調査） ② 被害状況調査 ③ 被害防除対策調査 ④ 検討委員会の実施 ⑤ 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び見直し ⑥ 管理実施体制の見直し・協力依頼 ⑦ フィードバック	保護管理検討委員会を年1～2回程度実施する。
イノシシ	平成29年度 ～ 令和3年度	① 分布調査 ② 被害状況調査（被害レベルの測定） ③ 被害防除対策調査・検討 ④ 検討委員会の実施 ⑤ 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び見直し	保護管理検討委員会を年1～2回程度実施する。

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定する。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記「2-3(2)①有害鳥獣捕獲の基本的考え方」に加え次のとおりとする。

1) 基本的考え方

ア 基本的な方針

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。

被害が生じることは希であるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

## 2) 許可基準の設定方針

### ア 許可対象者

ア) 原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）とする。

なお、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人にあつては、原則として各市町村で編成された有害鳥獣捕獲班員とするが、次の場合は、この限りでない。

- a 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内においてわなを用いてイノシシ、シカ、その他の鳥獣を捕獲する場合。
  - b 航空機の航行障害に係る捕獲を実施する場合
  - c 森林管理署が自ら経営管理する国有林野及び官行造林地等において捕獲を実施する場合
  - d 狩猟免許を受けていない者でも許可を受けられる場合としてりの各号に定める場合
  - e 集落ぐるみでの被害防止対策が行われ、かつ、地域の関係者と十分な調整が図られた集落において、わなによる捕獲を行う場合
- イ) 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であつて、規則第67条第2項に定める要件を満たしている者であること。ただし、ア) dに係る許可対象者にあつては、この限りでない。
- ウ) 銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であつて、次のa～dのいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。
- a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りによりアナグマ、アライグマ等の鳥獣を捕獲する場合であつて次に掲げる場合
    - a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
    - b) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
  - b 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
  - c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合
  - d 法人に対する許可であつて、次のa)～d)の条件を全て満たす場合
    - a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
    - b) 当該法人が従事者に対して講習会の実施と事故発生時の補償に対応した保険に加入することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
    - c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
    - d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

### イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。

## ウ 期間

原則として被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

## エ 区域

被害の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。また、被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう市町村に助言する。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

## オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

## カ その他

### ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

### イ) 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水作物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努める。

広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

### ウ) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。



3) 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準については、原則として次表のとおりとするが、その運用に当たっては前項2)許可基準を踏まえること。

(第17表)

許可権者	鳥獣名	許可基準					被害農林水産物等	
		方法	区域	時期	日数	1回当り捕獲羽(頭)数		許可対象者
市 町 村 長	イノシシ	(1)従来の捕獲実績を考慮するなど最も効果的な方法で行う。 (2)空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合は、この限りではない。  ※鳥獣保護区等の捕獲禁止区域における許可区域の設定については、慎重に取り扱う。	有害鳥獣の生息状況等を勘案のうえ、各市町村ごとに被害の発生している区域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な範囲とする。 なお、被害等が複数の市町村に跨って発生する場合には、県において一括して許可を行うなど、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に実施できるよう関係市町村と連携を図る。	(1)原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。 なお、狩猟期間中及びその前後15日間は、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることがないように、当該機関における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査する等適切に対応する。  (2)鳥類の繁殖期に支障がある場合は、その区域における許可を避ける。	原則180日以内	加害状況に応じ必要頭数	(1)国及び地方公共団体 (2)法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人 (3)被害等を受けた者から依頼された個人 (4)被害等を受けた者 (5)法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者	水稲、芋類、野菜、飼料作物、椎茸、タノコ果樹、豆類、工芸作物 雑穀、クヌギ  造林木、水稲、椎茸、タノコ、飼料作物、果樹 野菜、芋類、工芸作物 雑穀、豆類  野菜、飼料作物 果樹、造林木  椎茸、芋類、タノコ 水稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、クヌギ 生活環境  芋類、果樹、飼料作物 野菜、水稲、豆類 雑穀、生活環境  稚魚  稚魚、水稲  野菜、水稲、芋類 果樹、工芸作物 生活環境  飼料作物、果樹、芋類、 雑穀、野菜、生活環境  生活環境等、建築物等の汚染
	シカ				原則180日以内	加害状況に応じ必要頭数		
	ノウサギ				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数とするが原則40羽以内		
	サル				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数		
	カラス類 ドバト				原則90日以内	加害状況に応じ必要羽数		
	カワウ				原則90日以内	加害状況に応じ必要羽数		
	アオサギ ゴイサギ				原則90日以内	加害状況に応じ必要羽数		
	アナゲマ				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数		
	タヌキ				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数		
	鳥獣の卵採取							
市町村 知事	その他の鳥獣			原則30日以内	加害状況に応じ必要頭(羽)数	各種農林作物、生活環境		

留意事項

1 銃器を使用する場合

(1) 第1種銃猟による捕獲を行う場合は、原則として散弾銃とするが、地理的条件等により真にやむを得ないと判断され、その安全性等の確保並びに警察及び関係行政機関等を含めた地域における合意形成がなされた場合には、この限りでない。  
なお、その場合であって、ライフルを使用する場合の対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルに限る。

(2) 銃器による捕獲を行う場合は、安全性、効率性等を考慮し、複数名以上の共同捕獲で実施すること。

(3) 許可区域内であっても、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)第3条の13、法第38条、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域においては、銃の使用をしてはならない。

2 銃器以外の場合

(1) 銃器以外で、わなによる捕獲を行う場合は、「2(3)わなの使用に当たっての許可基準」のほか、設置個数については、原則として、1申請当たり、くくりわなの場合は捕獲作業員1人に対し30個まで、箱わな、囲いわなの場合は、1日に見廻り等管理が可能な基数とし、必ず1日1回以上の見回りを条件として付すること。

(2) 許可区域内であっても、原則として、規則第7条第1項ハからチまでに掲げる区域においては捕獲を許可しないものとするが、その区域において捕獲を実施しなければ、鳥獣による被害の防止が図れないと判断される場合等、特別の事由がある場合には、許可の条件として付した上で許可する。

3 捕獲等又は採取後の処置

原則として、「3-1(1)捕獲物又は採取物の処理等」によるが、地域の有効な資源として活用される場合は、この限りでない。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することにより、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展及び生物多様性の確保に資することを目的とし、有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、市町村ごとに有害鳥獣対策協議会（以下「市町村協議会」という。）を設置し、有害鳥獣捕獲班を編成する。

市町村協議会は、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会代表者、認定鳥獣捕獲等事業者等で構成し、関係者間の連携強化を図るものとし、特に、関係市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制の整備を図る。

また、捕獲従事者の減少、高齢化等により十分な捕獲体制の確保が困難な場合や、被害が甚大で捕獲班による捕獲のみでは対応が困難な場合などについては、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）を組織し、捕獲班との連携を図る。その際、従来の取り組みに加え、市町村又は農林漁業関係団体の職員等を新たな担い手として育成する取組も同時に推進する。

なお、捕獲従事者等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動が可能な者等が隊員として編成されるよう配慮するものとし、捕獲班等において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。

さらに、当該市町村内では捕獲班等の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊の編成や隣接する市町村の捕獲従事者への派遣要請など、市町村間で連携し捕獲従事者の確保に努める。

2) 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第18表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
イノシシ	県内全域	
シカ	県内全域	
サル	県内全域	
カラス類	県内全域	
ドバト	県内全域	
その他鳥獣	被害の発生が予想される県内一円	

### 3) 指導事項の概要

#### ア 捕獲班の編成に当たっての指導

各市町村協議会において、捕獲班を編成する場合は、以下の基準による。

##### ア) 捕獲班の編成

- a 各市町村内に、捕獲の対象となる区域、対象鳥獣、被害面積、1班当たりの捕獲範囲等を勘察し、それぞれ地域の実情に応じ、捕獲に対応できる捕獲班を編成すること。
- b 班員は、イ)の要件を備える者であって、作業の効率性及び事故防止等の安全面等を考慮し最低3名以上で1班とし、それぞれ各班には班長を置くこと。ただし、鳥専属の捕獲班等において、高度で専門的技術を要し1班当たりの人数の確保が困難な場合等、真にやむを得ない場合にあっては、この限りでない。
- c 国有林における管理担当者及び法人の行う有害鳥獣の捕獲についても、捕獲班を編成し、班長(代表者)を置くよう指導すること。

##### イ) 捕獲班員の要件

- a 捕獲に用いる猟法に係る狩猟免許を所持していること。
- b 有害鳥獣捕獲に伴う事故等により他人に生じた損害に対し、規則第67条第2項に定める要件を満たしている者であること。
- c 捕獲に関する経験として、従事する年度から過去5年(ただし、当該年度における狩猟期間以前の申請においては、従事する年度の前年度から過去5年)以内に、銃を使用する班員は3年以上、わな又は網により捕獲を行う班員は1年以上、県の狩猟者登録を行い狩猟の経験を有し、技術の秀れている者であること。  
ただし、各市町村協議会において真にやむ得ないと認められた場合は、この限りでない。
- d 被害区域の市町村内に住所を有している者であること。ただし、市町村の境界を越えた広域の捕獲班として編成された捕獲班及び他の市町村等から派遣要請を受け、その必要があると認められる場合等については、この限りでない。
- e 有害鳥獣の捕獲の趣旨を理解し、必要なときにいつでも従事できる者であること。

#### イ 許可に当たっての指導

##### ア) 班長又は代表者

- a 事前に被害の状況及び現地の地形、捕獲方法等について十分な調査を行い、適切な捕獲計画を作成する。
- b 作成した捕獲計画に基づき、捕獲従事者と十分な打ち合わせを行うなど事故及び錯誤捕獲等の防止に万全に期する。
- c 捕獲従事者との打ち合わせ内容については、捕獲班員又は従事者に対し、指示書を交付するなど周知の徹底を図るとともに、捕獲従事者である旨を表示した腕章をつけさせる。
- d 許可期間中においては常に捕獲依頼者等との連絡を保持することにより被害状況等を把握し、捕獲の時期を失することのないよう努めるとともに、事故及び違反のないよう捕獲班員を指揮・監督する。
- e 捕獲に係る狩猟秩序の維持並びに事故及び違反の防止のため、捕獲の実施日以外は許可証を一括して保管する。
- f 捕獲班員又は従事者から、実施状況等の報告があった場合には、必要に応じて内容の確認を行い、許可者及び関係地区住民へ報告するとともに、許可証又は従事者証の返納があった場合は、内容を精査の上、取りまとめて許可者へ返納する。

- イ) 捕獲班員又は従事者
  - a 捕獲にあたっては、捕獲計画を熟読の上、班長又は代表者の指示に従う。
  - b 捕獲の現場においては、許可者から交付された許可証又は従事者証及び指示書を常に携帯し、腕章を装着するとともに、指示書等に記載された区域、期間、方法、頭数、捕獲後の処理方法等について遵守する。
- ウ) その他安全等に関する指導
  - a 銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲効率の向上と安全面等を考慮し、1回当たりの実施は複数名以上の編成で実施する。
  - b 捕獲の実施にあたっては、実施日等について事前に許可者に報告するとともに、関係する地域の住民等へ周知を図る。

なお、日曜祝祭日等の休日や行楽シーズン、人の入り込みが多い場所等は極力避けて実施し、被害の状況等からこれらの場所、日程で実施することがやむを得ない場合は、実施する区域を特定するとともに、市町村の広報や防災無線等を活用し、相当の期間を設けて周知を徹底し、事故の防止に万全を期する。
  - c 捕獲区域内において人の入り込みが想定される場所などに捕獲区域、期間等を明示した看板等を設置し、地区住民のみならず一般の入り込み者に対しても明確に周知が図れるよう対処する。
  - d 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

#### ウ 報 告

- ア) 違反及び事故が発生した場合は、速やかに関係機関に報告する。
- イ) 捕獲した鳥獣等については、捕獲場所、捕獲頭（羽）数等を報告する。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 許可基準

(第19表)

捕獲の目的	許可	許可基準						備考	
	権者	許可対象者	鳥獣の種類, 数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。			
愛玩のための飼養の目的	愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。								
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度に近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕			
鶺鴒飼漁業への利用の目的	知事	鶺鴒飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。	鶺鴒飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽又は個)。	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	手捕。			
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで、継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。			
その他公益上の必要があると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。							

### 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項

#### 3-1 捕獲許可した者への指導

##### (1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

##### (2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

##### (3) 危険の予防

① 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

② 狩猟犬による事故防止のため、適正なしつけ及び訓練を行い、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼすことのないよう徹底した管理について狩猟犬の管理者へ指導する。

特に、狩猟期間終了後においては、迷い犬となり、放置される事例も見受けられることから、探索や回収を徹底して行うとともに、狩猟犬の所有者の住所、氏名、番号等を明記した首輪を付けるなどの対策を講じるよう指導を図る。

#### 3-2 許可権限の市町村長への委譲

本県では、県民の要望への迅速な対応と市町村の役割の強化を図るため、県知事の権限である鳥獣の捕獲許可等に係る事務の一部を市町村長に委譲している。

このため、特定計画との整合等、制度の円滑な運営、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村を助言するとともに、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により、制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

### 3-3 鳥獣の飼養登録

#### (1) 方針

鳥獣の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めること。

#### (2) 飼養適正化のための指導内容

飼養の適正化については、各市町村、関係民間団体等と連携し、県公報や県庁ホームページ、各広報紙等を利用して周知徹底を図る。

また、県、警察、各市町村、鳥獣保護管理員等により、狩猟取締りと併せ、巡回指導等を強化し、適切な管理が行われるよう指導する。

### 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

#### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

#### (2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

### 3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。特に都市化の進行等により事故発生率の危険が高い地域について、住民からの要請があった場合は、区域指定を随時検討する。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のための利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第20表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に新設する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	計(B)	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	62	箇所												
	面積	ha 18,722	変動 面積												



		本計画期間に減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計(B)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														62
	面積														ha 18,722

注：\* 箇所数については(B)-(E)、面積については(B)+(C)-(D)-(E)

\*\* 箇所数については(A)+(B)-(E)、面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳  
銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第21表)

年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	備 考
平成29年度	東白杵郡門川町大字加草	加草	88 ha	10年	再指定
	東白杵郡門川町南町	南町	39	〃	〃
	小林市大字細野	東牧場	340	〃	〃
	西諸県郡高原町大字広原	ひなもり台	14	〃	〃
令和3年度	西諸県郡高原町大字後河内 都城市高崎町前田	霞ヶ岡	125	10	再指定
合 計		5箇所	606		新規 ( 0ha) 再指定 ( 606ha)

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

### (2) 特定猟具使用制限区域指定計画

該当なし

### (3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

該当なし

## 3 猟区設定のための指導

### (1) 方針

現在、猟区の設定はないが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町村、猟友会等と連携し、積極的な取組を進める。

## 4 指定猟法禁止区域

### (1) 方針

現在、指定猟法禁止区域については、県内において一ツ瀬川指定猟法禁止区域の1箇所のみとなっているが、その他の地域においても、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について、積極的な取組を進める。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握・分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、わなを用いた捕獲等地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

### (2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

### (3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付する。

## 第六 特定計画の作成に関する事項

### 1 特定計画の作成に関する方針

特定計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

本県では、中山間地域において、シカ・サル・イノシシの獣類が生息しており、近年、生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化していることから、本計画の対象鳥獣とする。

シカについては、これまで生息実態調査を実施し、この結果に基づきシカ保護管理計画を作成し、平成8年度からシカの個体数調整を講じてきた。平成12年度からは特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）を作成し、総合的な対策を講じてきた。

また、サルについても、農林産物等の被害が増加しており、近年は住居への接近や児童生徒に対する威嚇など、人とサルとの軋轢が生じていることから、平成18年度から特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）に基づき、地域個体群の維持、農林作物被害の軽減を図る対策を講じてきた。

さらに、イノシシについては、農林産物等の被害が甚大で農林家に深刻な打撃を与えているため、被害防除対策として、電気柵やトタン板柵等の設置を実施してきたが、顕著な被害軽減につながらないことから、平成20年度から特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）を作成し、農林産物等の被害の軽減と、個体群の安定的維持を図るため対策を講じてきた。

今般、第12次鳥獣保護管理事業計画年度と合わせて、シカ、サル及びイノシシの第2期に係る第二種特定鳥獣管理計画を作成し、引き続き総合的な対策を講じるとともに、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。

また、シカ、サル、イノシシ以外の鳥獣については、生息実態や農林業作物への被害等を総合的に検討し、特定計画の作成が必要と認められる場合は策定する。

（県における特定計画の策定）

（第22表）

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成29年度	シカによる農林産物等被害の軽減とシカ個体群の適正な維持 （第二種特定鳥獣管理計画）	シカ	平成29年4月 ～ 令和4年3月	県内全域	
平成29年度	サルによる農林産物等被害の軽減とサル個体群の適正な維持 （第二種特定鳥獣管理計画）	サル	平成29年4月 ～ 令和4年3月	県内全域	
平成29年度	イノシシによる農林産物等被害の軽減とイノシシ個体群の適正な維持 （第二種特定鳥獣管理計画）	イノシシ	平成29年4月 ～ 令和4年3月	県内全域	

## 2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて市町村は地域の状況に応じた実施に関するプロセスを具体化、明確化、細分化した実施計画を作成し、地域住民へ周知を図る。

また、広域的な対応が必要なものについては、県若しくは該当市町村が共同で実施計画を作成する。

鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であることから、県、市町村及び関係諸機関で生息状況、被害状況に関する情報を共有して連携を図り、被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、地域ぐるみでの総合的な取組を推進する。

(市町村における特定計画の策定)

(第23表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成29年度	シカによる農林産物等被害の軽減とシカ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	シカ	平成29年4月 ～ 令和4年3月	県内全域	
平成29年度	サルによる農林産物等被害の軽減とサル個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	サル	平成29年4月 ～ 令和4年3月	県内全域	
平成29年度	イノシシによる農林産物等被害の軽減とイノシシ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画)	イノシシ	平成29年4月 ～ 令和4年3月	県内全域	

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 方針

鳥獣行政を円滑に推進するため、鳥獣の生息の状況等を把握する。調査にあたっては既存資料を収集し有効な活用を図り、更に、アンケート調査、現地調査等を鳥獣保護管理員、野鳥の会、猟友会等の協力を得て行う。

また、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するためのシステムの整備及び活用を図る。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 鳥獣生息分布等調査

この調査は、市町村を単位として、生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を調査するとともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとし、既存資料の整理・活用、アンケート調査・聞き取り調査、現地調査等により行い、その種類毎に鳥獣生息分布図の検討をする。

なお、保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、随時検討する。

鳥獣生息分布図の対象とする鳥獣の種類は、鳥類がメジロ、ヒバリ、ウグイス、ホオジロ、ニホンキジ、キジバト、コジュケイ、ウズラ、アカヤマドリ、ゴイサギ、カワウの11種類とし、獣類がイノシシ、シカ、サル、ノウサギ、タヌキの5種類とする。

#### (2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第24表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
河口域及び池等渡来地	平成29年度 ～ 令和3年度	①調査の内容 種別に個体数等の調査を行う。  ②調査方法 調査は、環境省「ガン・カモ科鳥類の生息調査実施要領」により1月に行う。 調査員が複数の場合は、相互に協議のうえ、カウントの重複及び調査漏れを防止する。 調査員には、鳥類の識別に堪能な者をあてる。	

#### (3) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。キジ・コシジロヤマドリについては、放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。

(第25表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
鳥類 3種	平成29年度 ～ 令和3年度	既存資料の活用及び5kmメッシュによる狩猟者からの捕獲情報のほか、アンケート調査、聞き込み調査等により行う。キジ、ヤマドリについては、出会い調査を行う。 また、キジについては、標識鳥獣捕獲回収調査を行う。	鳥類3種：キジ、ヤマドリ、カモ類  標識鳥獣捕獲回収調査は、猟友会に協力依頼

(4) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

第二種特定鳥獣であるシカ、イノシシ、サルについては、生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。シカについては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

(第26表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
シカ イノシシ サル	平成29年度 ～ 令和3年度	既存資料の活用及び5kmメッシュによる狩猟者からの捕獲情報のほか、アンケート調査、聞き込み調査等により行う。シカについては、上記による捕獲数、密度指標を用いて階層ベイズ法による個体数調査を行う。 サルについては、現地調査を加えて群れ数と頭数の推定を行う。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理等を適正に行うため、新規指定候補地等における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

また、鳥獣保護区等の指定効果を把握するため、経年的に生息数を調査するとともに、これに接する可猟地域との鳥獣の生息数とを比較して行う。調査地の選定は、第9次鳥獣保護事業計画の中で新たに指定された鳥獣保護区及び第10次鳥獣保護事業計画の中で区域拡張された鳥獣保護区等を中心に行い、指定前との比較調査を実施する。

(第27表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査方法・内容	備考
耳川下流鳥獣保護区	平成29年度	① 設定・管理等調査 鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。 なお、調査は、ロードセンサス及び定点調査により行う。 ② 設定効果測定調査 鳥獣保護区設定後に、経年的に鳥獣の生息数を調査するとともに、これに接する可猟地域に設けた調査地との鳥獣の生息数とを比較する。 なお、調査は、既存資料の活用及び現地調査により行う。	日向市
荒平山鳥獣保護区	～		宮崎市
高才原鳥獣保護区	令和3年度		三股町
計3箇所			

(2) 捕獲等情報収集調査

捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別等について、主としてアンケート方式により実施する。

指定管理鳥獣については、これらの結果から単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

(3) 制度運用の概況情報

(1)、(2)の情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

## 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟免許取得及び狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

このため、出先機関の職員の充実と行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員の研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努める。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

#### (2) 設置計画

(第28表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
(本 庁) 環境森林部 自然環境課 野生生物担当	3人		3人	3人		3人	鳥獣保護管理関係 ・鳥獣保護管理の普及啓発、鳥獣保護管理員の採用、鳥獣捕獲許可、鳥獣保護区等の指定狩猟関係 ・狩猟免許試験 ・狩猟取締り及び指導、狩猟団体の育成指導
うち専門的知見を有する職員	—		—	—		—	
(出 先) 西白杵支庁 林務課 林政・普及担当 東白杵農林振興局 林務課 林政担当 児湯農林振興局 林務課 林政・普及担当 中部農林振興局 林務課 林政・普及担当 西諸県農林振興局 林務課 林政・普及担当 北諸県農林振興局 林務課 林政・普及担当 南那珂農林振興局 林務課 林政・普及担当		2人	2人		2人	2人	鳥獣保護管理関係 ・鳥獣保護管理の普及啓発 ・鳥獣保護区等の指定に伴う現地調査 ・鳥獣捕獲許可、飼養登録 ・有害鳥獣の捕獲指導 ・その他鳥獣保護管理関係事業事務 狩猟関係 ・狩猟免許試験の補助 ・狩猟講習会及び更新事務 ・狩猟者登録事務 ・狩猟取締り及び指導
鳥獣被害対策支援センター	3人		3人	3人		3人	
うち専門的知見を有する職員	3人		3人	3人		3人	鳥獣被害対策関係

#### (3) 研修計画

(第29表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備 考
野生生物保護管理研修	国(環境省)	5月～6月	1回	全国	2人	野生生物保護管理、鳥獣関係司法警察員に関する研修	県職員
鳥獣行政担当者研修	県	5月～6月	2回	全県	20人	鳥獣行政、諸調査関係、野生鳥獣に関する研修	〃

## 2 鳥獣保護管理員

### (1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

鳥獣保護管理員の配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して、各市町村に1人以上を配置するものとし、総数は69人とする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣保護管理員を対象として研修を行い、全員に所要の知識を取得させる。

### (2) 設置計画

(第30表)

基準設置数 (A)	平成28年度末		年 度 計 画							備考	
	人員(B)	充足率(B/A)	平成29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計(C)	充足率(C/A)		
69人	69人	100%	69人	69人	69人	69人	69人	69人	69人	100%	任期は1年

### (3) 年間活動計画

(第31表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区、休猟区等の管理	←————→												↔	随時
狩猟取締り・指導の実施								←————→						
一般住民及び狩猟者に対する野生鳥獣の愛護等の指導	←————→													
有害鳥獣の捕獲に関する指導	←————→												↔	
鳥獣保護思想の普及啓発	←————→													
鳥獣に関する諸調査		←————→												
法第75条第3項の規定による立入検査	←————→													

※表中「法」とあるのは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」のこと。

### (4) 研修計画

(第32表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
鳥獣保護管理員 中央研修	本 庁	10月	1回	全 県	69人	鳥獣保護管理員に対し、法令、鳥獣保護管理に係る知識や普及啓発の方法、調査技術等を研修し、鳥獣保護行政の推進を図るものとする。	
鳥獣保護管理員 ブロック研修	出 先	4～6月	1回	出先機関	69人	鳥獣保護施設の管理、狩猟取締り、愛鳥モデル校等の指導を主体に研修すると共に情報交換を行い、鳥獣保護行政の円滑化を図るものとする。	



### 3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

#### (1) 方針

狩猟者は、有害鳥獣の捕獲や鳥獣の第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の重要な担い手であり、その確保は、大きな課題であることから、県民に対し、適正な狩猟と有害鳥獣等の捕獲が農林業の振興に寄与していることなどの啓発に努める。

#### (2) 研修計画

(第33表)

名称	主催	時期	回数	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟者等研修	県	夏期	9回	ブロック	300	狩猟者や免許取得希望者に対し、法令や実技についての講義を実施し、狩猟技術やマナーの向上を図る。	猟友会へ委託
		秋期	2回	ブロック	100	初心者を対象に安全や捕獲技術向上のための講習会を実施して、狩猟者の育成を図る。	

#### (3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟者数は減少傾向にあり、狩猟免許所持者のうち60歳以上の占める割合が平成27年度は約73%と高齢化が進んでいる。このため、狩猟制度の周知、狩猟のイメージアップ等により、免許取得希望者の取得意欲の高揚を図るとともに、狩猟免許試験の複数回実施、免許取得希望者のための初心者講習会の実施など狩猟免許を受験しやすい環境整備を継続実施しながら狩猟者の確保に努める。

また、狩猟者等研修における実技練習機会の提供等による狩猟技術の向上から、狩猟事故の防止を図るとともに狩猟意欲の高揚を図る。

### 4 鳥獣保護管理センター等の設置

#### (1) 方針

現在、県内に鳥獣保護管理センター等は設置されていないが、今後、傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣の保護及び管理の拠点とすることを目的として、設置について検討する。

なお、設置する鳥獣保護管理センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるよう、併せて検討を行う。

### 5 取締り

#### (1) 方針

狩猟等の取締りは、狩猟期間中と鳥類の繁殖期が主体となるが、効果的な取締りを期するため、組織的一斉取締りに重点をおくとともに、一般県民や民間団体からの情報収集に努め、迅速かつ適正な取締りを年間を通して随時実施することにより、違法行為や事故の未然防止に努める。

なお、取締りに当たっては、警察官、市町村、鳥獣保護管理員と連携を図って行い、情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努める。

##### ① 取締りの重点事項

- 1) 保護鳥類（特にメジロ）の捕獲取締り（小売店を含む）-----平成29～令和3年度重点事項
- 2) 鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域の狩猟取締り-----令和2～令和3年度重点事項
- 3) 制限外捕獲に対する取締り-----平成29～令和3年度重点事項
- 4) 狩猟者記章の着用等の取締り  
（網、わなの標識添付を主体に実施する）-----平成29～令和3年度重点事項

- ② 緊急取締り時の動員体制について
  - 1) 取締りに必要な機動力（鳥獣パトロールカー）を整備する。
  - 2) 通報、連絡体制を整備する（指示、命令系統の確立）。

(2) 取締り方法等

- ① 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
  - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域の巡回に重点を置くこと。
  - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。  
 なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。
- ② 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養されるメジロをはじめとする鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行う。
- ③ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。
- ④ 鳥獣の輸入業者、飼養関係者、加工業者、食品関連業者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- ⑤ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行う。
- ⑥ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。
- ⑦ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟犬の管理をはじめ狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、県内の猟友会等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- ⑧ 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- ⑨ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。

(3) 年間計画

(第34表)

事 項	実 施 時 期												備 考				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
鳥類の捕獲取締り	←		→										←		→		
鳥獣保護区等の狩猟取締り									←		→						
制限外捕獲に対する取締り									←		→						
狩猟者記章の着用等の取締り									←		→						

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ必要な支出を講じる。

## 第九 その他

### 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護管理事業は、地域それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施している。

しかしながら、鳥獣保護区、休猟区の指定等については、有害鳥獣による農林産物等の被害が著しいことを理由に地元住民等の理解が得にくく、適正な鳥獣保護管理に支障をきたしている状況であるので、地元住民等の不安材料を取り除き、人と鳥獣の共存が図られるよう努める。

また、鳥獣保護管理員については、狩猟取締や鳥獣保護区の管理等を主な活動としていたが、これからは、鳥獣保護管理に関する助言・指導等、また、鳥獣保護区における環境教育の更なる推進にも努める。

狩猟については、狩猟者の高齢化及び狩猟離れが著しいことから、初心者を対象とした狩猟免許講習会などにより新規狩猟者の確保を図るとともに、今後、狩猟の意義を社会が共有し、狩猟者が鳥獣保護管理事業計画の担い手として社会から信頼を得て、狩猟者に対する社会的地位の向上が図られるよう努める。

### 2 地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い

本県は、南北に縦長の地形を呈しているが、東側は日向灘を望む海岸線が広がり鳥類の繁殖地及び有数な渡来地が数多く存在し、西側は九州脊梁地を後背地とする中山間地域で、多種多様な数多くの鳥獣類が生息している。

しかしながら、近年においてはイノシシ、シカ、サル等の獣類の生息数の増加や分布域の拡大により、中山間地域の農林業被害のみならず、東側平野部一体の農耕地での被害も高い水準で推移している状況であり、県下全域において農林産物への被害が深刻化している現状を踏まえ、農林業被害の軽減と個体群の適正な保護管理を図るため、狩猟による捕獲を活用しつつ、本県全体としての第二種特定鳥獣管理計画を定め、被害の防止及び地域個体群の存続を努める。

### 3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、鳥獣保護区等の保護区域制度等狩猟に係る各種規制地域をきめ細かく計画的に実施する。

### 4 傷病鳥獣救護への対応

#### (1) 方針

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化する。

こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常の把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る。

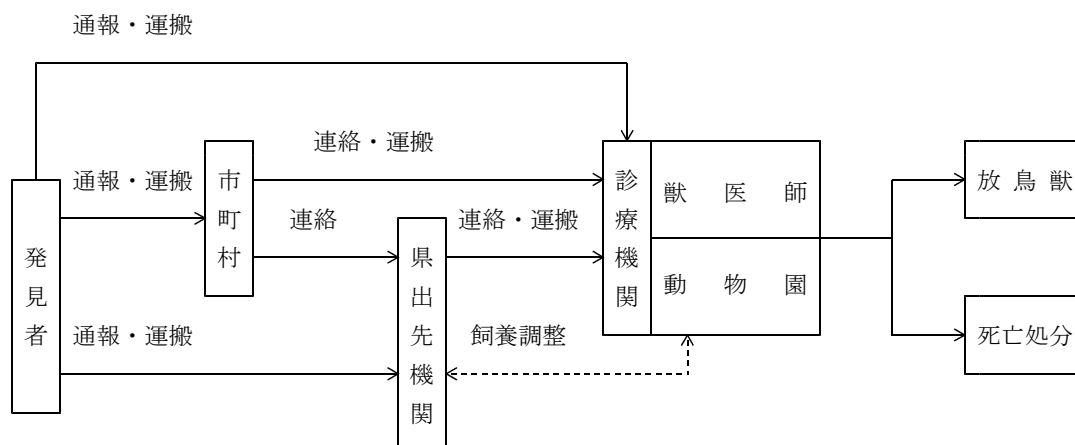
#### (2) 体制

傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、獣医師（獣医師団体を含む）、動物園等と連携しながら、収容、終生飼養体制を構築する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。

本県における傷病鳥獣の救護体制については以下のとおりとする。

(傷病鳥獣救護の流れ)



### (3) 傷病鳥獣の個体の処理

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことを留意する。

### (4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行える体制の整備を図るとともに、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等の関係法令の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部と調整し、適切な対応を行う。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し、衛生管理等に関する研修等を行うよう検討する。

### (5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

## 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。

また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

## 6 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する可能性のある人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような人には感染しないものの、家畜と鳥獣に感染する感染症についても、鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民の関心が高まっている。感染症対策は、希少鳥獣や個体群の保全の観点、生物多様性の確保の観点並びに人や家畜等への感染予防及び感染拡大の防止の観点から、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携して実施することが必要である。

また、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施し、県民や地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。

このため、鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、各関係機関との連絡体制を整備しておくとともに、以下の点に留意する。

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局と連携しつつ適切な対応に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥の関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供を適切に実施する。さらに野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

### (2) その他感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の鳥獣に異常がないか監視に努める。

## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

#### ① 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を効果的に推進するためには、若い世代を中心とした鳥獣保護思想の啓発が重要であるため、学校教育の中で実践できるよう、市町村、小中高等学校、関係民間団体等との連携・協力のもと、愛鳥週間を中心に愛鳥ポスター、書道等の作品の募集、野鳥の好む実のなる木、印刷物、参考図書の配布等を積極的に実施するとともに、併せて、広く県民の鳥獣に対する認識を深めるため、募集した作品を利用した愛鳥作品展の実施や探鳥会等の行事を開催するなど、鳥獣保護思想の高揚を図る取組の実施に努める。

なお、普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めよう努め、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

#### ② 事業の年間計画

(第35表)

事業内容	実施時期												備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
実のなる木配布	←		→										←	→	愛鳥モデル校、公共施設広場、県主催行事等
愛鳥週間(5/10～16)行事		←	→												愛鳥作品コンクール実施
探鳥会(野鳥の会主催)	←													→	野鳥の会が、県内各地で通年実施

#### ③ 愛鳥週間行事等の計画

(第36表)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛鳥週間行事	ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 6,000点	ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 6,000点	ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 6,000点

令和2年度		令和3年度	
ポスター配布	860枚	ポスター配布	860枚
愛鳥作品コンクール	6,000点	愛鳥作品コンクール	6,000点

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣の安易な餌付けは、人の与える食物への依存や、人慣れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- 1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- 2) 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。なお、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。
- 3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置や不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

② 年間計画

(第37表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
餌付け防止の普及啓発	←												→	広報	県民	
観光事業者等の普及啓発	←												→	広報	事業者等	
不適切管理の普及啓発	←												→	広報 巡回	県民 農林業者	

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について、狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

昭和48年に設置された国設御池野鳥の森は、霧島山麓に位置し、御池を囲む自然林が野鳥にとってすぐれた生息環境を形成している。また、管理棟をはじめ東屋、観察路、案内板、給水給餌施設、巣箱など野鳥保護増殖及び観察のための施設が設けられており、探鳥会、青少年の研修の場として利用されるほか県民の憩いの場としても訪れる人が多い。

このため、県は遊歩道等施設の維持管理及び利用者へ野鳥愛護思想の普及等を図る。

(第38表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
御池野鳥の森	昭和48年度	西諸県郡高原町	115ha	管理歩道 給水給餌施設 他		・野鳥の観察 ・野鳥とのふれあいの場の創出	遊歩道等の管理(委託)

(5) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣保護思想の普及と実践活動の一環として、市町村単位に愛鳥モデル校を指定する。  
モデル校の指定に当たっては、市町村並びに県教育委員会と協議して、指定予定校の意見を尊重する。

② 指定期間

原則として5年間とする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、鳥獣に関する図書、実のなる木の配布やキジの放鳥を行う。また、愛鳥週間の行事等についても巡回指導計画に基づき、県職員又は鳥獣保護管理員等により野鳥観察の方法、巣箱や給餌施設の架設、傷病鳥獣の保護等について指導助言を行う。

また、身近な鳥獣生息地の保護区については、実践活動の場として愛鳥思想の啓発のため、積極的な活用を図る。

④ 指定計画

(第39表)

行 事	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			備 考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小 学 校		32	32	32		32	32		32	32		32	32		32	
中 学 校		6	6	6		6	6		6	6		6	6		6	
その他の学校		1	1	1		1	1		1	1		1	1		1	
計		39	39	39		39	39		39	39		39	39		39	

(6) 法令の普及徹底

① 方針

本法の適用除外事項等特に県民に関係のある事項については、県・市町村広報紙、ポスター、パンフレット、報道、標識の設置等により、その周知徹底を図る。

② 年間計画

(第40表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対 象 者	備 考			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
捕獲規制等		↔												↔	広 報	県 民		
飼養規制 の普及啓発		↔																
その他の事項	←													→				